

# 議会運営委員会

平成23年12月19日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○木澤 正男	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏      同 係 長 安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、中川委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の、会議録署名委員には、木澤委員、中川委員を指名いたします。

両委員には、よろしく願いをいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、協議事項（1）平成23年第6回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思っております。

各常任委員会に付託されました14議案のうち、町長提案の12議案については、いずれも満場一致で可決すべきものと決しております。

また、陳情第6号については、満場一致で不採択に、また陳情第7号については満場一致で採択すべきものと決しております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思っております。

ただ今申しあげました議案のうちで、議案第40号、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については、討論がある旨をお聞きをしておりますが、その他の議案で、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっている議案などがございましたら、議長次第にも関わりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思っておりますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

現在のところ、議案第40号のほかに、討論の予定はないものと確認を

しておきます。

なお、本会議における討論があった場合につきましては、これまでの例により賛否の討論者を、それぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。お手元の追加日程表をご覧くださいと思います。まず、追加日程1、議案第48号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてですが、最終日に追加上程が予定されており、15日の総務常任委員会において、あらかじめ内容の説明を受けておりますが、まず、この件について、総務部長から説明をお願いいたします。 西本総務部長。

総務部長

それでは、お願いしたい追加議案は1件でございます。斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組みの推進を図る地方税法の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に施行されましたことから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますけれども、平成24年1月1日以降の災害関連支出に係ります東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の適用といたしまして、個人町民税において、東日本大震災により受けた資産の損失等の金額について、平成22年において生じた損失の金額として、町民税に係る雑損控除の適用を可能とする特例措置について、平成24年1月1日以降の災害関連支出についても、この特例措置を適用するものでございます。

これは、今年6月に行いました町税条例の改正のなかで、東日本大震災に係る雑損控除は、本来ですと、平成24年度分の個人住民税の課税の際

の雑損控除の適用となるところでございますけれども、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度分の町民税に係ります雑損控除への適用を可能とし、早期に被災者の負担軽減を図るための特例措置を設けさせていただきましたけれども、今回の地方税法の改正では、さらに、平成24年1月1日以降に、被災住宅に係ります取壊しや土砂の撤去等に係る費用、いわゆる災害関連支出がある場合にも、申告書を提出する前日までの支出につきまして、平成22年において生じた損失の金額として取扱うことが可能となる特例を今回の改正で設けるものでございます。なお、この条例改正の規定の施行日は公布の日としております。なお、現時点におけます東日本大震災に係ります雑損控除の適用は本町ではだれもございません。

以上が、平成23年第6回定例会に追加でお願いする議案として提出をさせていただく内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 　ただ今、総務部長から説明のありましたことについて、質疑をお受けいたします。　中川委員。

中川委員 　現状では、誰もかわる人はおらへんということやねんけど、どういう人がこれ、関わってくるんですか。

総務部長 　この特例の対象となる人につきましては、平成23年度の個人町民税の賦課期日であります、今年の、平成23年1月1日現在において斑鳩町に居住されておられた方が、東日本大震災の発生した3月11日までに被災地の市町村、東北のほうへ転出されて、そのときにこの地震で住宅や家財の資産に損失が生じた方が、この特例、町税条例の特例の対象となってくるということです。で、今のところは、今年の1月1日現在において斑鳩町に住んではって、それ以降東北のほうへ転出されて、家を建てられて、壊れた方というのは聞いておらないという状況でございます。以上です。

委員長 　よろしいですか。他ございませんか。

( な し )

委員長 ただいま、総務部長から説明のありました、追加日程1. 議案第48号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、最終日の上程となりますので、委員会付託を省略し、提案説明、総括質疑ののち、表決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

追加日程1、議案第48号については、最終日に委員会付託を省略し、表決していただくことといたします。

次に、追加日程2. 発議第9号、「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書については、陳情第7号を厚生常任委員会で採択の結果、当委員会の発議により提出されるものです。

現在までに追加日程として予定されているものは、この2件でございますが、この他に、議員皆さんのほうから提案等の予定をされているものはございますでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 また意見書を提出させていただきたいと。

委員長 内容は。 木澤委員。

木澤委員 テーマというと、政党助成金を廃止して、東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書として提出をさせていただきたい。

委員長 それでは、木澤委員から、政党助成金を廃止して、東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書について、議員提案の予定があるということで確認をしておきたいと思えます。

追加日程として上げさせていただく予定のものは以上でございますが、これまでのところで、質疑、ご意見等ありましたら、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、最終日の議会運営については、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしく願いをいたします。

平成23年第6回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りをいたしております日程案について、事務局から説明願います。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程案につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元にお配りをいたしております平成24年第1回斑鳩町議会定例会日程表(案)をご覧くださいと思います。

3月議会の日程を通常を組み方でいきますと、3月5日(月)が初日となるわけですが、そういたしますと最終日が28日(水)となってまいります。町においては、年度末の多忙な時期でもあり、新年度に向けての準備の時期でもありますことから、最終日をもう少し繰り上げて、1日(木)を初日とする案を検討いたしました。

1日(木)を初日といたしまして、午前9時開会、本会議終了後に広報発行常任委員会。2日から5日まで休会とし、6日(火)、7日(水)を一般質問。8日(木)、9日(金)、12日(月)の3日間を当初予算審議のための予算決算常任委員会といたしております。なお、12日は農業委員会がございますけれども、予算決算委員会には、農業委員になっております議員さんがおられませんので、この日に入れさせていただきました。そして、13日(火)建設水道常任委員会、14日(水)厚生常任委員会、15日(木)総務常任委員会、なおこの日につきましては、中学校の卒業式がございますので午後の開会といたしております。16日(金)に補正予算審議のための予算決算常任委員会としております。そして、19日(月)に議会運営委員会、この日には小学校の卒業式がございますので午後の開会となります。そして、20日(火)の春分の日をはさみましてから22日(木)まで3日間を休会とし、23日(金)を最終日とする日程案でご

ございます。

以上、日程案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申しあげます。

委員長 　ただ今、事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等あればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 　それでは、平成24年3月定例会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで、委員会として確認をしておきたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。次期定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。

総務部長のほうから他に何か報告等はございますか。

総務部長 　特段ございません。

委員長 　それでは、総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことにいたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前9時11分 休憩 ）

（ 午前9時12分 再開 ）

委員長 　再開いたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうで何か質疑、ご意見などがありましたらお受けしたいと思っております。 木澤委員。

木澤委員　今、吉野議員が長期に欠席をされておられるんですけども、先日ですね、吉野議員の奥様からお電話いただきまして、やっぱり長期に欠席している中で、報酬を出していただいているというのは申し訳ないということで、条例を改正する等などで、報酬を出さないというような検討はできないかということでご意見をいただきまして、もしあれでしたら、この議会運営委員会の中で、今後どういうことができるのかということも含めて、ちょっと勉強と検討を行っていったらいいかなというふうに思うんですが。

委員長　今、木澤委員さんの方から、吉野議員さんの方から相談があって、長期休暇については報酬をストップするとかいう方法は考えられないかという相談があったということでございます。議会運営委員会として、この扱いについてどういうふうにしていくか、皆さんの意見を聞かせていただきたいと思いますが。　中川委員。

中川委員　正当な理由もなしに、自分勝手に休んでおられる方がおられる場合は、そういうことも考えなあかんのかなと思うけれども、今の状態で、一応、病気療養で欠席してることやから、そこまで大きく取り上げやなん必要もないのかなというような思いはあります。

委員長　小野委員。

小野委員　議員報酬はこちらからというのはおかしいんですが、議会からとかね、条例等でね、ストップするという方法はまずないんじゃないかなと思うんです。だから、そういう返納することは可能かなと思うんですけどね、それも研究せなあかんと思うし、今、木澤委員がね、その奥さんからそういう相談を受けられてね、その相談を受けられている形がね、私は、議会運営委員会でそれは議論するようなところでもないしね、本人がやはりいろいろ町とも相談してね、返納できる方法はないのかいうのを相談するのであって、この議会運営委員会でね、議会自らがね、その議員をストップするというような、そういうことはありえないと思います。だから、ここでそ



んな議論してもね、ストップする方法なんでまずないかなと思います。局長もちょっと、アドバイス受けたいなと思うんやけど、どうなんですかね。

委員長 藤原議会事務局長。

事務局長 いわゆる議員の報酬の減額ということにつきましては、まず議員報酬についてはですね、地方自治法で、その支給等については条例で定めると、こうなっているんです。そして全国議長会もそうなんですけど、見解としましては、条例でこれを定めることについては差し支えないという見解を出されております。そういうことで、全国的に見ますと、そういった問題、議員さんが正当な理由なしで出て来ないとか、あるいは逮捕されて拘留されているとか、そういった問題が全国で起こっておりまして、そういったところでは条例で減額なり不支給という条例を定めているところがございます。またもうひとつ自主返納されたらというご意見なんですけども、議員が自主返納をするということになりますと、これは寄付行為になってきますので、公職選挙法に抵触いたしますので、これはできないというふうに思っております。

委員長 小野委員はこの議運で議論する必要はないということでしたけど、ただ、木澤委員は相談を受けた中で、どういうふうな方向に持っていったらええかというだけのことで、それを報酬をなしにしましょうとかいうことを決めるやなしに、相談を受けたことについての、今後どうしていくかというだけの相談であるという理解をしてもらいたいと思いますけども。あと、議運の中でも取りまとめができない場合、ちょっと全協の方でもこういうことがありましたというぐらいの報告をしてもええのではないかと、その中でちょっと皆さんの意見を聞かせていただいて、今、中川委員が言われた、小野委員が言われたように、今の段階では報酬カットというのは考えないということで意見がまとめられたら、それでええのかなと思いますねんけれども。 小野委員。

小野委員 そういうことでしたらね、今、局長から説明あったね、一部停止するっ

ていうね、そういう逮捕されたとか、その条例を加えておくことは可能やということですね。だけど今の吉野議員がそれに適合するかどうかというのは、まずもって、中川委員が言ったようにそういうのは適合しないということで。今後ね、どういうことが起きるかわからないから、そういうことも条例を改正を提案してもいいなど、そのようには思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ちょっとお聞きしますと、条例で定めているところがいくつかあるみたいですので、また今後ですね、そういうことも調べていただいて、また資料として出していただく中で、どういう形があるのかなというのを学習しながら検討していくのがいいのかなと。ただね、以前にも休む際には診断書を提出するのをどう規定するかとか、その辺の話も出てましたんで、その点についても併せて議運として検討していくべきかなというふうに思いましたんで、そのこともあわせてお願いしておきたいと思います。

委員長 辻委員。

辻委員 これ、吉野議員、病気ということでやったらやむを得ないという感じしますけど、病気の内容もわからないということで、これ一般の住民から聞かれてもね、なんで休んではるのって言うたら、いや病気でっせ、何ですかと聞かれてもね、返答しようがないからね。その辺、やっぱり議会としてなんかこう対応でけへんかなと、まあ強制力がないですけども、文書で何か議会でこんなもうちょっとちゃんと診断書して、だいたい、いつ頃やというような明確、病気やったら医者診断書あったらいつまでっていうのありますけども。いつまで休まはるのかわかれへんというのは、感じで、普通やったらもう少しこうはっきりした、12月議会休みますと、3月から出てきますよというような内容で言われているんやったらいいねんけどね、3月議会もちょっとわからないような感じやったらね、これ、やっぱり一般の住民から聞かれたら、何と答えたらええのかなという感じもしますんで。ちょっとこう難しいかなあと、議会でそんなんするの難しい

のかなという気もしますが、なんかちょっとええ対応あらへんのかなというような。

委員長 今、副委員長の意見にありましたように、それも含めて今後検討していくということで、議運の中である程度、その話を進めていくということでよろしいですか。 小野委員。

小野委員 今回の辻委員の意見の中でね、皆そら確かに、私もそんなものなんで払ってるんやとかいって、ばーんと言われてあるんですよ、名指しでね。だけどね、その診断書っていうのがね、出ないような病気っていうのもあるんですよ、今。私もいつもこの話になったら言いますが、松村議員の件なんです、診断書出ないんですよ。だからこう聞いている中ではね、松村議員の時にも、その病院から出て、それで他のそういう治療するというかね、そういうところへ通っておられる、そこは診断書出ないんです。だから最終的にはいろいろ議会活動が災いしているのと違うかということになってきたから、奥さんと話してね、辞表願を出してくださいと、それで再起目指してくださいというような言い方できたんです。だから診断書を出してもらおうというのは、それはもう今、木澤委員にね、そういう報酬のことを何とかしてもらえませんかという相談するんやったら、診断書を出してもらえるようなね、奥さんも努力すべきやと思うし、きちっと、そういう診断書出ないんやったら出ない理由をそれをはっきり言うべきやと私は思うんです。だから、いろいろあそこの奥さんも本人も悩んでいるんやと思うけど、きちっとした説明が、議会として説明がつく方法ということで、いろいろ相談してはるんやと思うねけど。なぜ木澤委員に相談されたんか、私はわかりませんがね。そらいろんなことで研究しておられるということで、木澤委員に相談かけられたんやと思う。それらはね、今後その条例改正して、それをしていく中での判断は難しいと思います、その診断書が出ないから、どない言うんですか、欠席の扱いがね、逮捕されて出られない状態と同じこと考えるのかと、またそこもいろいろ議論していかないかんしね。いろいろ言われているから議会としてもね、そういうこともいろいろ研究していますという、これから議会運営委員会で取り上げても

らったらね、してますということも言えると思いますけどね。なかなか結論は出ないと思いますよ。ちょっと今の段階では、意見として。

委員長 辻委員。

辻委員 松村さんのことは前から聞いていたから、あの人は奥さんは出すと言わはった、気持ちはあったけども出ないということ、今のは出す気持ちがないうような感じも、そない思うんですが。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 すいません。ちょっと今、吉野議員の話がでておりますけれども、私は12月の2日、金曜日に吉野議員の奥さんが議会の欠席届を持ってこられました。その際に若干お話をさせていただく中では、今現在かかっている先生の方にですね、県外の国立病院なんですけれども、そちらのほうで検査をされております。そういった中で先生に診断書をちょっとお願いしたところ、まだ検査結果も出ていないと、その中では診断書を書けないやないかというお返事をいただいたと、こういうことでお聞きしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

委員長 中川委員。

中川委員 先ほど副委員長言われたように、今現在、その議員の報酬等とか条例改正をされているところの、どういう条例、文言入ってあるのかとか、ちょっと局長に世話かけるけど、ちょっと仕入れてもろてでんな、そんなんも中味見て、今後の課題にしておいたらどうですか、今日のところ。きょう、中身どうやこや言ったってわかれへんしやで、おいときましよう。

委員長 今、中川委員の方から、今後それに対するいろんな資料を局長に集めていただいて、中を精査する中で今後どうしていくか決めていったらどうかということをございますけども、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 局長、それだけお願いしておきます。  
議長の方から報告等はありませんか。

( な し )

委員長 それでは、その他についても以上で終わります。  
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。  
委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、これをもって議会運営委員会を閉会とさせていただきます。  
ご苦労さまでした。

( 午前9時25分閉会 )